

# 磐梯町特定事業主行動計画（第4期）【概要版】

計画期間：令和3年度～令和6年度

「次世代育成支援対策推進法」「女性活躍推進法」に基づき、  
全ての職員がやりがいをもって働くことができる環境づくりや  
意識向上を目指した「磐梯町特定事業主行動計画（第4期）」を策定

## 1 女性職員の採用

- 一般事務職員の女性採用比率 令和6年度 50%  
【令和2年4月1日採用 女性100%】
- 保育士・幼稚園教諭の女性採用比率 令和6年度 90%  
【令和2年4月1日採用 女性100%】

## 2 女性職員の登用

- 係長職以上の女性管理職比率 令和6年度 30%  
【令和2年4月1日時点 19%】

## 3 育児休業等の取得

- 女性職員の育児休業取得率 令和6年度 100%  
【令和元年度 100%】
- 男性職員の育児休業取得率 令和6年度 25%  
【令和元年度 0%】
- 男性職員の配偶者の出産休暇取得率 令和6年度 100%  
【令和元年度 100%】

## 4 超過勤務の縮減

- 全職員の超過勤務時間数 令和6年度 月45時間・年360時間以内  
【令和元年度 9.1時間】

## 5 年次有給休暇の取得

- 職員1人当たりの年次有給休暇の平均取得日数 令和6年度 12日  
【平成31年1年～令和元年12月 10.5日】

## 6 ハラスメントのない職場の実現

- 職員の意識啓発を推進し、ハラスメントのない職場の実現を目指す